

徳島県告示第四百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
平成三十年十一月九日	池本設備 三好郡東みよし町昼間三三五九番地 池本 義廣	徳島県知事許可 （般・二五） 第七五六八号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第四号に該当すると認められる。
同 十月三十一日	株式会社ナガタ工業 徳島市丈六町八反田六七番地一 長田 昭治	同 （般・二六） 第三五〇一号	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）	同
令和元年六月一日	有限会社徳原設備 板野郡藍住町徳命字元村二二番地八 徳原 初恵	同 （般・二八） 第五三五七号	同 （土木工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十月十四日	有限会社木留リース 名西郡石井町浦庄字下浦七五七番地一 鈴木 浩文	同 （般・二七） 第七七六七号	同 （石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十月十七日	有限会社石原興業社 吉野川市鴨島町西麻植字広畑一	同 （般・二八）	同 （建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、舗装工事業）	同

		同 七月 二十六日	四一番地三 石原 康弘	第五九七一号	及び消防施設工事業に関する一般建設業許可)	
		同 八月 八日	徳島建設有限会社 阿波市土成町吉田字原田市の参 三五番地 加藤 美和	同 (般・二七) 第四二二五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許 可)	同
		同 八月 八日	株式会社西淵スレート工業所 阿波市阿波町平川原南一八番地 西淵 正和	同 (般・二七) 第四七二七号	同 (大工工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事 業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
		同	阿波土建有限会社 阿波市阿波町善地一七九番地一 三宅 英樹	同 (般・二九) 第一一九三号	同 (とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水 道施設工事業に関する一般建設業許可)	同